

歯の豆知識

No.51

～実は、**歯科保険診療は「社会保障」**なんです～

近年、経済的格差の拡大やコロナ禍による貧困のために、
歯科受診ができない患者さんが増えています…。

◆患者・国民の皆さんから当会に届いた声(一部)

・「お金の心配をしないで歯科治療を受けたい」

・「保険のきく歯科治療を増やしてほしい」



☞そのため、**当会は「社会保障」の充実が必要だと考えています。**

社会保障とは？

☞傷病、労災、障害、老齢、失業などによって、生活することが困難になった場合、国が現金やサービスを給付して支える制度です。

☞「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国が責任をもって保障するという日本国憲法第25条に基づいています。

社会保障のなかに**医療保障**があります。

☞全ての国民が、健康維持・回復・増進を図ることができるように、国が責任をもって制度を作り、健康に対する様々な権利を基本的人権として保障する体制です。

☞①誰でも、②どこでも、③いつでも、④差別なく、⑤全体的な医療サービスを、⑥経済的負担が少なく(あるいは無償で)受けられる、などの要素が求められます。

☞私たち歯科医師は「医療保障」の一環として患者・国民の皆さんに対して、**歯科保険診療を提供しています。**



福岡県歯科保険医協会は
歯科保険診療が「社会保障」としての役割を果たしていくために
「公的健康保険で良い歯科医療」を求める署名活動に取り組んでいます！



参考：大阪府歯科保険医協会『デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック』

